

鷗友会子弟・子女への入学祝い制度規程

(目的)

第1条 この制度は、白鷗大学・白鷗大学女子短期大学部・白鷗大学大学院の卒業・修了生に対する支援の一環として、子弟・子女が母校へ入学する場合に入学祝い金として「子弟・子女が在学時に納入する同窓会費の半額」を支給することをその目的とする。ただし、本学の卒業・修了生であっても同窓会費を納入していない者の子弟・子女は対象となりません。

(要件)

第2条 支給の対象は、次の1～3の全てを満たしたものに限る。

1. 鷗友会会員の子弟・子女であること。
2. 白鷗大学が設置する学部新たに入学する子弟・子女であること。
ただし、編入学及び再入学の場合は当制度の対象としない。
3. 鷗友会会員又はその配偶者が当該子弟・子女を扶養していること。

(申請)

第3条 支給を受けようとする鷗友会員は、書面をもって鷗友会事務局へ申請するものとする。

2. 申請にあたっては、以下の書類を鷗友会事務局に提出するものとする。

- (1) .申請書
- (2) .銀行預金通帳の写し
- (3) .入学者との親子関係を証明する書類

3. 第1項の申請の時期は、原則として入学年度の4月末までとする。ただし、やむを得ない理由があると鷗友会が判断した場合にはこの限りでない。

(給付額)

第4条 給付額は、20,000円とし、両親ともに卒業生の場合でも給付額は変わらないものとする。

なお、入学した初年度に限り給付するものであり、継続はない。

(給付金の支払い)

第5条 給付金の支払いは、申請翌月末に鷗友会事務局より指定口座に振り込むものとする。

ただし申請内容に不備がある場合は、その限りではない

(罰則)

第6条 申請に虚偽があった場合又は、本規定に違反した場合は、即座に支給を取り消し、支給を受けた個人は、既に支給した入学祝い金を、遅滞なく鷗友会に返還しなければならない。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、鷗友会理事会の議を経なければならない。

附 則 この規程は令和3年4月1日から施行する。

附 則 この改正は令和3年12月4日から施行する。